

令和6年（行ノ）第115号 行政上告受理申立て事件

申立人 弁護士法人ベリーベスト法律事務所、酒井将、浅野健太郎

相手方 日本弁護士連合会



上告受理申立理由書（2）（手続違法関係）

令和6年9月5日

最高裁判所 御中

申立人ら訴訟代理人

弁護士（主任） 泉

信



弁護士

尾 込

平 一 郎



弁護士

辻

洋



弁護士

影 山

知



弁護士

阿 部

泰



弁護士

関

葉



弁護士

谷

英



弁護士

丸 山

和



弁護士

伊 藤



理由要旨

1 弁護士法（以下「法」という。）58条1項に定められた懲戒申立ては、懲戒権発動の端緒にすぎないので違法目的実現のためであっても許容されるか。

原判決はこれを肯定する。しかしながら、広く国民に認められた懲戒請求は、弁護士自治を実現するための公益的権能として制定されたものである。にもかかわらず、最初から競合する弁護士法人などを潰す目的で自己の職員に1000万円の退職金を支払って競合法人に就職させ、機密を盗取してもらってこの資料をもとに懲戒請求を行うことは、公益的権能自体の否定である。申立ては端緒にすぎないのであるから目的のためにはいかなる手続も許されると、堂々と法58条1項を解釈することは懲戒制度を否定する違法行為の奨励であり明らかに誤っている。

2 弁護士会は懲戒機関以外の委員会などの調査結果に基づく会立件を行うことができないこと

原判決は、原弁護士会が非弁会規に基づく調査によって申立人らに対する会立件をしたことについてその効力を認めている。

しかしながら、法58条2項は懲戒事由があると思料するときは綱紀委員会に事案の調査をさせなければならないと定めている。その理由は、そうしないと弁護士懲戒について、これを独立の機関に行わしめて弁護士会からの干渉を排除しようとした趣旨に反し、弁護士会に二通りの懲戒コースを認める結果となるからである。原判決は法58条2項、70条の7の解釈を誤っている。

3 法58条1項事件の調査係属中に弁護士会は同一事件を会立件して同一手続で審理させてはならないこと

会立件は、法31条1項に定められた弁護士会の会員に対する指導、監督権を根拠に弁護士会に認められたものである。

従って、会立件は弁護士会が会立件を行う必要性があることを前提としているので、懲戒機関は会立件があった場合、その必要性を考慮せざるをえない。

その結果、既に法 58 条 1 項の請求事件と同一事案について会立件がなされれば請求事案はそれだけで内容の真実性が補強される結果になる。明らかに 1 項請求に対する弁護士会の干渉である。本件鈴木請求について、原弁護士会が永吉事案を追加した会立件がまさしくこの関係にあった。

原判決はこれを違法とは認定しなかった。明らかに法 58 条 2 項、法 70 条の 7 の解釈を誤ったものである。

原判決はその他にも法解釈を誤り、審理も不尽であったことは本理由書記載のとおりである。いずれも重要な事項である。破棄を免れ難い。

はじめに（手続違法関係）	6 頁
第 1 鈴木による懲戒請求について（法 5 8 条 1 項解釈の誤り）	6 頁
1 鈴木による懲戒請求の事実経緯	6 頁
2 懲戒請求が広く一般に認められた制度趣旨（公的権能を担う）	8 頁
3 法 5 8 条 1 項の懲戒請求の制度趣旨と発動の端緒にすぎないとの関係（発動の端緒にすぎないのは法 5 8 条 1 項の制度趣旨と両立する場合のみ）	8 頁
4 懲戒手続の審査における違法収集証拠の利用	9 頁
5 本件懲戒手続と本件懲戒請求目的判明との関係	11 頁
6 懲戒制度の根幹をゆるがす懲戒請求への対処	11 頁
第 2 会認知事案について（法 5 8 条 1 項、2 項の解釈の誤り）	12 頁
1 会認知事案の立件までの経緯	12 頁
2 原弁護士会が調査を開始した理由	14 頁
3 鈴木請求を認めた原判決は法 5 8 条 1 項、2 項の解釈の誤りがあること	14 頁
第 3 「非弁防止会規に基づく調査の開始要件」について（貸金業法、法 5 8 条 2 項の解釈の誤り）	15 頁
1 上記永吉事案調査の着手要件の欠如（貸金業法等違反）	15 頁
2 原判決は上告受理理由があり破棄を免れ難いこと	17 頁
第 4 非弁会規に基づく調査後の会立件（法 5 8 条 2 項の解釈の誤り）	17 頁
1 非弁会規による是正措置の定め	17 頁
2 原判決（34 頁）	19 頁
第 5 会立件目的の調査であったこと（審理不尽）	19 頁

第6	請求事件係属中の調査、会立件	20頁
1	鈴木の請求事件係属中に原弁護士会が申立人らを非弁提携行為で調査して会立件し、両事件を同一手続で審理せしめたこと	20頁
2	懲戒機関の独立性の侵害	22頁

原判決には法解釈に関する重要な誤りがあるので、本件は上告事件として受理されるべきである（民事訴訟法 318 条 1 項）。¹

はじめに（手続違法関係）

本件は、原弁護士会が申立人らに行った懲戒処分に始まり、最終的に相手方の業務停止処分の有効性を是認した原判決に重要な法令解釈の誤り及び審理不尽があることを理由として上告受理の申立てを行うものである。

本件については、申立人の社員であった鈴木希（以下「鈴木」という。）が申立人らに非弁提携行為があるとして原弁護士会に懲戒請求を行ったものであったが、本件懲戒手続進行中、鈴木はもと勤務していた弁護士法人アディーレ法律事務所（以下「アディーレ」という。）の依頼を受け、申立人法人に転職してその機密を盗み出し、本件懲戒申立てをアディーレによる競合法人潰し目的で行ったことが判明した。原弁護士会は請求当初、本件は社員による公益通報であるとの建て付けであったから、本件については大型で悪質な非弁提携事例と見て極めて「荒っぽく」取り組んだ。このため懲戒手続の過程で次々と原弁護士会の違法が繰り返された。原判決はこの構造の理解が不足した。

手続違法に関しては上告受理理由として明らかな以下をとりあげる。

第 1 鈴木による懲戒請求について（法 58 条 1 項解釈の誤り）

1 鈴木による懲戒請求の事実経緯

（1）原判決は、懲戒請求は弁護士会による懲戒権の発動を促す申立てであり、懲戒権発動の端緒にすぎないから、懲戒請求が不当な目的であったとしても懲戒権の

¹ 以下、弁護士法は「法」、東京弁護士会は「原弁護士会」、原弁護士会の非弁提携行為の防止に関する会規（甲 86）は「非弁会規」、原弁護士会の非弁提携行為の防止に関する規則（甲 87）は「非弁規則」と各略称。

行使自体が違法とはならないとする（原判決３２頁）。

しかし、訴訟上の権利行使であってもこれが濫用にわたる場合は訴権の濫用として却下されるのであるから（最判昭和５３年７月１０日・民集３２巻５号８８８頁）、単純に端緒にすぎないとして違法性を否定することは法５８条１項等の法令に明らかに反する。しかも、後記のとおり、鈴木請求の重大な犯罪性によって原弁護士会の会立件が誘導されており、単に端緒にとどまることでは決してない。

（２）原弁護士会綱紀委員会（甲１６０）が認定した鈴木の本件懲戒請求目的

平成２５、６年頃、全国的規模で債務整理、過払金返還請求事件を手がけていたアディーレは、やはり同種事件を手がけていた司法書士法人新宿事務所（以下「新宿事務所」という。）が過払金返還請求事件の広告出稿量を増やして受任件数を増加させたため、大量の同種事件を新宿事務所に奪われていた。

アディーレはこの対抗策を種々試みたものの功を奏さなかったところ、アディーレの石丸幸人代表者（以下「石丸代表者」という。）は、新宿事務所が１４０万円超の過払金返還請求事件を申立人法人に流しているとの情報をつかみ、もしそうであるならば申立人法人から新宿事務所にキャッシュバックされているはずであり、これを非弁提携を理由に懲戒請求すれば、アディーレと競合する両事務所に大きなダメージを与えることができると考えた（甲１６０の１の８頁 石丸代表者の「本格的に潰すのならやはり懲戒だ」との発言あり。）。

そこで、平成２７年頃、アディーレはその社員であった鈴木に対し、退職金１０００万円を支払うので申立人法人に就職して非弁提携の資料を入手してくるよう依頼した。鈴木はこれを了承し、申立人法人に平成２８年３月から就職の上、申立人法人の機密資料を盗み出し、入手した資料を利用して鈴木名義で原弁護士会及び神奈川県弁護士会に本件懲戒請求を行った。

石丸代表者及び鈴木の上記行為は、共謀の上、窃取等不正の手段により営業秘密を取得したものであるから、１０年以下の懲役もしくは２０００万円以下の罰金または併科であり、アディーレは５億円以下の罰金刑に該当する重罪であった（当時

の不正競争防止法 21 条 1 項 1 号、同 22 条 1 項 2 号)。

このように鈴木らの本件懲戒請求はいわゆるスパイとして対象弁護士法人に就職し重罪である刑罰法規に反して入手した資料により、業務が競合した事務所を非提携名下に潰すことを意図したものであるから、法曹の一員及び関係者にあるまじき極めて悪質な懲戒請求制度の濫用であった。

弁護士懲戒制度の歴史上このような悪用類型は例を見ない。

2 懲戒請求が広く一般に認められた制度趣旨（公的権能を担う）

法 58 条 1 項は、弁護士の懲戒権を弁護士の自治権能の一端として位置づけ弁護士会に懲戒権を委ねたことから、その適切な行使を可能ならしめるため、広く一般の人に懲戒の請求をすることを認めたものとされ（条解弁護士法第 5 版 479 頁）、あるいは「これは、広く一般の人々に対し懲戒請求権を認めることにより、自治的団体である弁護士会に与えられた自律的懲戒権限が適正に行使され、その制度が公正に運用されることを期したものと解される」（最判平成 19 年 4 月 24 日・民集 61 卷 3 号 1102 頁）とするのが一般的であろう。

すなわち、懲戒請求は公的権能を担う。

3 法 58 条 1 項の懲戒請求の制度趣旨と発動の端緒にすぎないとの関係（発動の端緒にすぎないのは法 58 条 1 項の制度趣旨と両立する場合のみ）

原判決は、懲戒請求が発動権を促す申立てであるからそれは端緒にすぎず、懲戒権行使自体の違法とは無関係であるとするが、これは 1 項で懲戒請求権が認められた制度趣旨と明らかに理論的に無関係のつなぎあわせである。

本件で問われているのは、自己の業務の営利のために刑罰法規違反まで行って営業秘密を入手し競合事務所潰し目的で、一般国民に公益的権能として認められている弁護士懲戒制度を利用することを許容してよいかということである。そしてこれを陰で行わせたのは弁護士であり、弁護士法人である。

懲戒請求を認めた趣旨に反する請求申立ては違法としなければ、その制度趣旨が否定されるのであるから法５８条１項違反は明らかといわなければならない。

懲戒権発動の端緒にすぎないとの評価は発動させても懲戒請求が認められた制度趣旨と両立することが前提であって、発動させたら制度趣旨が減却する場合は端緒たりえないのである。

４ 懲戒手続の審査における違法収集証拠の利用

（１）原判決は、申立人法人による新宿事務所に対する本件支払事実が存在する以上、これが「鈴木 of 違法不当な行為によって捏造されたものでも誘発されたものでもない以上」不当申立てとして懲戒処分 of 取消をすべきともいえず「提出証拠は排除すべきであるともいえない」とする（３２頁）。

しかし、懲戒手続 of 審査、議決との関係でいえば、請求 of あった懲戒事案については綱紀委員会の調査、懲戒委員会の審査を経た上でこれに対する議決がなされる。そこで本件のように違法目的による請求の場合、その目的 of 違法性によって懲戒手続 of 開始、追行自体を否定されなければならないと共に、懲戒手続においてこれら違法証拠をもとに調査、審査がなされることも許されない。そうでなければ、違法収集証拠に基づく事実認定がなされ、結局違法な請求がその目的を達成してしまう。他の民事、刑事手続等の比較からしても、違法収集証拠による懲戒事案事実 of 認定は違法であり、かかる事実認定は排除されなければならない。

（２）違法収集証拠 of 排除法則の観点からみた場合、原審判断は極めて特異である。

民事訴訟における違法収集証拠 of 排除についての代表的な判例とされている東京高裁判決（昭和５２年７月１５日）は、証拠 of 収集が著しく反社会的な手段で人格権侵害を伴う方法による場合は排除されるとしている。同高裁判決がいう人格権侵害とは、被収集者の同意がない場合には一般的に排除は肯定されるとするものであり、著しく反社会的手段というのは本件のように違法に盗取した場合は文句なしに排除されるのであるから、本件にはあてはまらない。

捜査に付随する場合であっても押収手続違反の証拠は、将来における違法な捜査の抑制の見地から証拠能力を排除される（最高裁昭和53年9月7日・刑集32巻6号1672頁）。本件において鈴木は、アディーレから1000万円の退職金を得て申立人法人の機密を競合法人潰しのために持ち出したのであるから、この盗取物が証拠として維持されとするのは論外である。原判決の違法証拠排除の基準は単に捏造、誘発を除くといっているに等しく（違法不当な行為がなければ捏造、誘発はないので）、どこからこのような基準をもってきたのか全く解しえない。現在、違法収集証拠についての考え方として、目的は手段を正当化しない、違法の助長阻止などの観点から、採用に合理的な枠を設けるのが一般的考え方である。

尚、アディーレが懲戒請求を申し立てた非弁提携行為は刑事罰が法定されており、社会的経済的信用の喪失など対象者となった弁護士の被るダメージは刑事被告人のそれと同一レベルなのである。

（3）関連して、行政調査の違法が後続処分の違法性をもたらすかについては、これまで、税務調査の違法と課税処分の違法との関係として議論されてきた。

裁判例は、①税務調査の違法と課税処分の違法を峻別する見解もあるが、②税務調査の方法が公序良俗に反するなどの重大な違法性にいたる場合には課税処分も違法となるという見解（東京地判昭和48年8月8日・行集24巻8=9号763頁、大阪地判平成2年4月11日・判時1366号28頁、仙台高判平成7年7月31日・税務訴訟資料213号372頁等）、③重大な違法性を持つ税務調査によって収集された資料は課税処分の資料としては使えないという見解（東京地判昭和61年3月31日・判時1190号15頁）が示されている。本件は、当初から懲戒請求目的のいわゆる産業スパイにより持ち出された重大な違法情報に基づく処分であるから、そのような情報は単なる発端にとどまらず、処分を違法ならしめるものである。

（4）原判決は、申立人らの受けたこのような権利侵害、不利益には全く目を向けず、不可解な違法収集証拠排除法則を独自につくりあげて相手方処分を擁護しようとしたものであり、憲法が司法に求めている人権の擁護者としての役割を放棄して

いる。

原判決のように懲戒請求が発動の端緒にすぎないと無原則に言い始めたら法制度の建て付けが崩れる。その結果、どのような違法の限りを尽くした訴訟の申立てや刑事上の起訴であっても判決を出すための端緒にすぎないで罷り通ることになる。強盗殺人事件を犯して入手した資料で懲戒請求を申し立てても端緒だから大丈夫ですとならないのは当然である。原判決は司法が違法を奨励していると解されてもやむをえない。

5 本件懲戒手続と本件懲戒請求目的判明との関係

本件懲戒請求がアディーレによる申立人ら及び新宿事務所に対する懲戒請求を利用した競合法人潰し目的であることと判明したのは、原弁護士会懲戒委員会における審査時においてであった。申立人らはその資料（甲１３）を原弁護士会懲戒委員会に提出したが、同委員会はこれに全く反応しなかった。その内容の迫真性と重大性から反応できなかったのである。この態度は相手方に対する審査請求時も同一であった。要は、原弁護士会、相手方共に本件懲戒請求目的に真正面から取り組むことができなかった。なぜならば、産業スパイによる競合法人潰し目的の懲戒請求を受けて、原弁護士会が更に会立件をすることによって協力してしまったことが明らかになるからである。

結果的には、逆に申立人酒井将が原弁護士会にアディーレについて申し立てた懲戒請求に関し、本件訴訟係属中に原弁護士会綱紀委員会においてアディーレに対する審査相当との議決がなされた（甲１６０）。そこで申立人は、これを書証として原審に提出したが、原審もこれに正面から応答しようとはせずに上記の端緒にすぎないで本件懲戒請求の違法について正面から相對するのを回避したのである。

6 懲戒制度の根幹をゆるがす懲戒請求への対処

（１）原弁護士会綱紀委員会が議決したとおり、本件懲戒請求が競合弁護士法人、

司法書士法人潰しのため産業スパイ行為まで行って違法に収集した資料によりなされたとの背景事実が存在することは否定しようがない。

アディーレの行った行為は、弁護士会の懲戒制度を著しく棄損するものであるから、それだけで懲戒不相当とする結論を出すのが、本件では弁護士による懲戒制度の適正な運用のために当然必要であった。しかるに原弁護士会も相手方も何の反応も示していない。

上告審において違法な懲戒請求では懲戒手続を求めることはできないとして原判決を破棄し本件懲戒処分を取り消すしかない。

(2) 上告受理理由

原判決は、法58条1項の解釈について懲戒請求は懲戒権発動の端緒にすぎないのでその違法は、いかなるものであれ、これに基づく懲戒手続の有効性に影響しないとの解釈であるが、これは違法であり重要な事項を含む。

第2 会認知事案について（法58条1項、2項の解釈の誤り）

1 会認知事案の立件までの経緯

鈴木は、平成28年9月27日に原弁護士会及び神奈川県弁護士会に対し、新宿事務所との非弁提携を行っているとして弁護士法違反などを理由に申立人法人及び申立人2名を含む合計17名の弁護士の懲戒請求を行った。

当時新宿事務所は、司法書士100名以上、事務局500名以上を擁する司法書士界ではトップの大規模法人であり、申立人法人も相当規模の法人であったこと、懲戒請求者は申立人法人に勤務していた内部告発者の建前であったことから、鈴木の懲戒請求が原弁護士会に相当のインパクトを与えたことは否定できない。

大規模非弁提携の場合、被害を受ける債務者は多数となるため、原弁護士会は被害調査を当然行ったであろう。ところが、新宿事務所と申立人法人との提携による被害債務者は一人も見えなかった。ここで登場したのが、鈴木請求から1か月以上経過して原弁護士会に提出された代理人秋山努弁護士による永吉三千子（以下

「永吉」という。)の事案であった。偶然というにはできすぎている。

永吉自身は、なぜ自分の陳述書を原弁護士会に提出するのかとの理由すらわかっていなかったところ、代理人秋山弁護士は申立人法人と新宿事務所間の非弁提携との思惑があって申し立てたことは明らかである（甲90の聴取報告書。司法書士法人から弁護士法人への受任替えは権限超事案では不可避的であるにもかかわらず、秋山弁護士は普通に行われる受任替えをとらえて非弁提携（金銭対価があって初めて成立する。）として調査告発した。鈴木請求を知っていなければ、余りにも突拍子もないかもしくは危険で行いえないことである。）。原判決は秋山弁護士が新宿事務所から申立人法人への受継に疑念を抱いたことを契機として原弁護士会非弁提携対象事件として調査を行うことになったと認定するが、権限超事案に受継は不可欠なのであるから、実に不可解である。

永吉個人は、自身から1円の出費もなく被害もないので何らの救済の訴えもしていなかったし救済の必要もなかった。にもかかわらず、この受継は怪しいと見て、懲戒による申立人ら潰しに徹底的に協力したのが原弁護士会である。原弁護士会は鈴木請求を知っており、永吉の調査申立てを後押ししたとしか本件の合理的説明がつかない。その結果、原弁護士会は永吉事案をキーに申立人らに対し、資料の提出を拒否するなどで協力を拒んだ場合、別の懲戒事由になるなどと堂々と恫喝した上で（甲97 協力要請書）必要資料を提出させ、会立件した。

原判決は、本件会立件進行について申立人らの立証がないと述べるが、これらの経緯は当時原弁護士会の執行部にいた弁護士からの聞き取りである甲91によって十二分に裏付けられる。この信憑性を否定したければ、原弁護士会などは原弁護士会の理事会議事録等を出せばすむことである。原審も相手方に証拠を出してもらえばよかったのである。ところが、原弁護士会等は提出せず、そこで申立人らが求めたこれら議事録等文書送付嘱託の申立ても原裁判所は認めなかった。自ら審理を拒否して立証なしとする態度（原判決34頁）はフェアではない。140万円超の権限超事件について司法書士事務所から法律事務所への受継は自然な受任替えとと

らえられるところ、これを非弁提携として調査したことを不問に付し、原弁護士会にこの経緯の釈明も求めず、文書送付嘱託も拒絶することは審理不尽の最たるものであり、民事訴訟法上の手続を履践していない。よって、これらは明確な上告受理理由である。

2 原弁護士会が調査を開始した理由

原審は、原弁護士会が新宿事務所が申立人法人に対する過払事案の受継について疑念があるので非弁提携防止案件として調査を開始したと認定しているが(33頁)、これを裏付ける資料は永吉の陳述書(甲89)と原弁護士会の大菅俊志弁護士の聴取報告書(甲90)しかない。ここでの永吉の不満らしきものは、秋山弁護士はじっくり話を聞いてくれる、でしかない。

上記のとおり、司法書士は140万円超事案は訴訟活動等ではできないので、これは弁護士に受任替えを依頼するしかない。従って、普通の受任替えコースである。それ以上の材料は甲89、甲90には何もない。にもかかわらず、秋山弁護士は非弁提携を疑い原弁護士会もこれに同意した。金銭の動きなどは全く窺いえないのに疑った。そして、申立人弁護士らを呼び出したのである。

通常の実験則をもってすれば、原弁護士会は鈴木の実戒請求により申立人法人から新宿事務所への金銭の流れを知り、大規模非弁提携とみて自ら調査に乗り出し、ようやく見つけた永吉事件を機に鈴木請求の裏付けをとろうとしたのである。

他の請求事件(鈴木請求事件)を援護するために、弁護士会自ら調査し立件するなどは、法58条2項が立件を認めた理由(法31条1項の実践)に明確に反し同条の解釈適用を誤ったものである。

3 鈴木請求を認めた原判決は法58条1項、2項の解釈の誤りがあること

原弁護士会の綱紀委員会、懲戒委員会は窃取された資料及び永吉事案で申立人らから提出させた資料によって、申立人らを結局懲戒処分にした。

上記のとおり、鈴木請求は法５８条１項に反する目的でなされたものでその請求は認められず無効であるところ、鈴木請求を補助、補強のため鈴木請求と同一の違法資料に基づき審査された会立件についてその効力を認めることは法５８条１項及び２項の解釈適用に反する。

法５８条１項、２項違反ではないとした原判決は明らかに判決に影響を及ぼす法令の違反があり、破棄を免れない。

第３「非弁防止会規に基づく調査の開始要件」について（貸金業法、法５８条２項の解釈の誤り）

１ 上記永吉事案調査の着手要件の欠如（貸金業法等違反）

原弁護士会は、新宿事務所から申立人法人に対する過払金返還請求事件の受継の例として永吉事案をとりあげ、この調査を開始した。

この調査権限の根拠規定が非弁会規であるところ、同会規によれば非弁提携の防止の対象になる事件とは金融業者に多重に債務を負担する者からの受任事件である。そして、多重に債務を負担するものとは、貸金業者からの貸付金によって重畳的又は累積的な債務により社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況（甲８８貸金業法附則平成１８年１２月２０日第１１１号の６６条）を呈するものでなければならない。要は貸金業者に対する多額の債務負担によって苦境にある者である。

永吉が新宿事務所に過払金が戻らないかと相談に行ったのは、既に１０年以上前である平成１８年に完済した借金について、過払があつてその分を取り戻せるのではないかととの相談である。債務整理などは全く関係ない。原審が説示しているような調査時点で過払金が発生して債務残高ゼロだったというようなことは本件とは全く関係がないのである。しかも、永吉の債務というのは亡夫の債務のことであり永吉がこれを払っていた理由は不明なのであるから（甲８９）、正確に言えば、永吉は債務者だったかどうか不明なのである。

非弁提携行為の防止は、多重、多額債務に苦しむ者を食い物にする悪質業者から

救済しようとする趣旨が明解であり、永吉のように亡夫の借金（月額返済金 7800 円）があるとはいえ、過去、金融業者との取引があったので、新宿事務所がキャッシュを流しているようにもし過払金が発生しているのなら、この返還を受けたいと願う者は、非弁提携行為防止の対象事案とはその類型を異にすること明らかである。

すなわち、永吉は生活保護を受けているとはいえ、何らかの理由で亡夫の借金として月額 7800 円を支払っているだけで、その他の債務は 10 年以上前に支払を完了しており、決して法規範が定めている多重、多額の債務者の範疇に入るものではない。

更に、非弁会規 2 条は弁護士の職務の自由と独立を不当に制約しないよう措置を講ずるに際しては目的達成のため必要な最小の限度という指針を設けているのであるから、原判示のように理由なく、過払金が発生し得て債務残高ゼロの者もこれに含む趣旨で解釈することは会規 2 条に反する。

申立人らは永吉が過払金が発生しているので債務残高がゼロの者との主張などしていないのである。永吉は債務などはとっくの昔に返済済みで存在しない者なのでどう表現しようと多重債務者にはあたらないといっているのである。

原判決は余りにもクリアに多重債務者ではない永吉の事案を原弁護士会が調査したことが理解できなかったものか、申立人らが過払金が発生して債務残高がなくなったと主張していると曲解したのである。

しかも、永吉が支払っているのは亡夫の債務なのであるから世間的に言えば無借金の人なのである（甲 89）。

原審は多重債務者の解釈を誤っているから初歩的なミスを犯したのである。

着手要件もない非弁提携対象事案の調査措置を行い、資料収集を行うことは、弁護士の職務の自由独立に反する重大な侵害行為として違法であるから、この調査手続自体を無効としなければ弁護士の権利は守られない。

2 原判決は上告受理理由があり破棄を免れ難いこと

原判決は前記のとおり貸金業法の附則の解釈、非弁提携行為の防止に関する会規の解釈を誤ったもので、これは法令解釈に関する重要な事項を含む。

更にかかる誤った調査に基づく会立件は法58条2項の解釈、適用をも誤ったものである。

第4 非弁会規に基づく調査後の会立件（法58条2項の解釈の誤り）

1 非弁会規による是正措置の定め

非弁会規は、非弁提携行為が行われるおそれの高い事件調査に関し、原弁護士会が調査の結果必要があると認めるときは当該会員に対し、2年以内の期間を定め、非弁規則で定めた是正措置（受任方法又は受任後の業務処理方法の是正、依頼者に対する説明方法及び報告方法の是正、その他非弁提携行為を防止するために必要な措置等が非弁規則4条に記載）を行わせることができると定めている（8条）。

よって、調査対象となった会員は、調査協力すれば是正措置が取られる可能性があることを非弁会規、規則上から予期するところである。

そこで「条解弁護士法第5版」（甲105の483頁）も非弁会規と懲戒手続との関連について、法58条2項では懲戒事由があると思料するときは綱紀委員会に事案の調査をさせなければならないと規定されているので、調査協力義務を課す調査は綱紀委員会において行うことが予定され（法70条の7）、非弁会規に基づく調査は許されないと解している。ここで調査協力義務を課す調査と述べているのはいわば強制力を伴う捜査であり、憲法上の疑念などから一線を明確に画しておきたかったのであろう。

非弁会規に基づく調査の結果については、是正措置が明確に定められているのであるから、調査対象となった会員にはこの措置を行う他はない。

申立人らに対する原弁護士会の事情聴取などが行われたのは平成29年2月8日からであるが、原弁護士会は事情聴取の冒頭から、会員の調査協力義務を打ち出し

ている（甲 9 2 の 1 頁）。

更に原弁護士会は、申立人らが調査の協力を拒んだ場合、これは「本会会規違反行為として懲戒されることがあります」（甲 9 7 の調査協力要請書）と明確に宣言している。調査協力しなければ更に懲戒するとのいわば恫喝である。このことは調査開始通知書でも伝えたとおりとも記載している。

調査協力義務を課した調査については、懲戒請求の道は封じられるのである。

本件のように、半ば強制的に資料を提出させておいて、証拠が出たので、はい立件、というのは想定外なのである。

非弁会規には会員に調査に協力する義務を定め、この協力義務に違反する会員については、会長は協力するよう指導、勧告でき、それでも調査に協力しない会員に対して氏名等を会館内に掲示し公表できると定めている（7 条）。

その結果懲戒請求できるとしたのでは法は何のために綱紀委員会に懲戒の事由があると思料したときの調査を定めたのか（5 8 条 2 項）、全く不明となってしまう。会員の防禦権など無きに等しい。

会員に調査協力義務を課した調査を綱紀委員会以外で行うことは明らかに違法なのである。

ちなみに、国税の調査における法人に対する質問検査権（現在国税通則法 7 4 の 2）については、「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」（同 7 4 条の 8）ので、犯罪の証拠資料を取得収集し保全するためなど犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使することは許されない（最決平成 1 6 年 1 月 2 0 日・刑集 5 8 卷 1 号 2 6 頁、判時 1 8 4 9 号 1 3 3 頁、判タ 1 1 4 4 号 1 6 7 頁）。本件では、非弁提携調査において、資料を提出拒否などで協力を拒んだ場合、別の懲戒事由になるなどと堂々と恫喝した上で必要資料を提出させているが、これら資料は懲戒手続の利用はできないというべきである。これに基づく懲戒処分も法 5 8 条 2 項に反する。

2 原判決（34頁）

原判決は、これら非弁会規の規制部分については全く言及せず、原弁護士会の調査の結果、懲戒の事由があると思料するに至ったときは、法58条2項に懲戒の事由があると思料するときは懲戒の手續に付すと規定されているので、懲戒手續に付しても違法不当なところはないと判示している。このレベルは正に絶句である。

以上の次第であって、法58条2項は懲戒の事由があると思料するときは二義なく綱紀委員会で調査を行うことが定められているので、原弁護士会の本件調査手續は違法であり、強制捜査に等しい調査結果を行った後に会立件を行うことも同法に違反する。

すなわち原判決は法58条2項の法令解釈を誤り原弁護士会の違法を看過したもので破棄を免れ難い。

第5 会立件目的の調査であったこと（審理不尽）

前項のとおり、会立件目的の調査でなかったとしても、調査協力義務を課して調査した以上、その上で会立件するというのは、法が認めていない新たな懲戒手續のコースを設けることになるので、法58条2項、70条の7の規定に反する。

弁護士懲戒は弁護士の身分にとって極めて重大な影響を及ぼすものでかかる解釈による処分は当然取り消されなければならない。

しかも、本件非弁会規に基づく調査が会立件目的であったことは原弁護士会で行われた調査手續中における原弁護士会の非弁提携委員会委員の懲戒を視野に入れた発言（甲92の2頁における「調べて、それが非弁提携にあたると考えたら綱紀に立件」）、申立人に対する原弁護士会（甲92）の調査前における非弁提携関連委員会委員長の本件は会立件せざるをえない事案と判断（甲91の2頁）、本件は金銭の移動の証拠が出てしまっているのに、可哀そうだが一罰百戒（甲91の4頁）の各発言からも容易に見て取れる。

原審は調査が立件目的だったことを認めるに足る証拠はないとする。申立人ら

は、これら経緯は原弁護士会の議事録中に当然その方針が残されているはずなので文書送付嘱託を申し立てたが、原審は採用しなかった。採用しないのであれば当時の原弁護士会の本件懲戒目的調査の状況を立証できるのは甲 9 1（当時の原弁護士会の非弁関連委員会委員長からの聴取）のみであるにもかかわらず、申立人らの主張を認めるに足る証拠はないとする（34頁）。

申立人らは、甲 9 1 が非弁関連委員会委員長からの聴取内容であったので、文書送付嘱託とともに証人尋問の用意もあると法廷で述べたところ（令和 5 年 6 月 1 日）、裁判所は相手方がこの点を立証できているかどうかの問題であると述べ、申立人らがこれを最終準備書面で指摘すればよいとのことであった。そこで、申立人らは甲 9 1 をもとに原弁護士会が最初から懲戒請求目的で非弁提携行為の調査を行ったと主張した。ところが、原審は申立人らの立証がないとするのである。原判決は立証責任の分配も間違っているし、上記経緯よりすれば「証拠がない」と判示できる立場でもない。

原審の審理不盡は明らかであり民事訴訟法 243 条（成熟不足）に違反している。

第 6 請求事件係属中の調査、会立件

1 鈴木請求事件係属中に原弁護士会が申立人らを非弁提携行為で調査して会立件し、両事件を同一手続で審理せしめたこと

（1）鈴木請求は平成 28 年 9 月 27 日に原弁護士会に申し立てられた。その後永吉の原弁護士会に対する申立てが平成 28 年 11 月 4 日になされ、翌平成 29 年 2 月 8 日に原弁護士会より永吉の申立てをうけて、申立人らに対する非弁提携の疑いによる調査が始まった。平成 29 年 11 月 29 日付で原弁護士会は申立人らについて非弁提携行為を理由に会立件し、その結果、鈴木請求事件と会立件は併合して審理された。

会立件は弁護士会の指導監督権に基づき何らかの必要性があって行われるものであるから、その結果は、通常、業務停止以上の処分がなされる。

(2) すでに懲戒手続が進行している場合に、弁護士会がこの懲戒手続にどう関与できるかについて、日弁連調査室編「弁護士懲戒手続の研究と実務」三版（甲106の102頁）は次のように指摘している。

「すでに懲戒手続が進行している場合には綱紀委員会や懲戒委員会の判断の独立性を確保する趣旨から、原則として指導監督権の行使を差し控えるのが相当であり、指導監督するためには特別の必要がなければならない（同旨前記平成4年3月17日日弁連事務総長回答）」とされ、特別な必要とは、その時点で発生している違法不当状態を直ちに除去するいわば緊急な状態に限られるものとしている。

法58条2項の会立件が認められる根拠は、弁護士会の指導監督権に基づくものであるから（法31条1項）、法58条1項の請求と同一の懲戒事由を弁護士会が追加することは論外といわなければならない。

弁護士会の懲戒請求は、法31条1項に基づく相当な必要性がある場合というのが常識的であり結果的にも重い懲戒処分結果となっている。そこで、会立件されればそれだけで懲戒請求には十分な根拠があるのだらうとの推測が生じるのは当然である。そういう重みのある会立件が鈴木請求に追加された場合には、綱紀委員会や懲戒委員会に当該請求事案を公平な観点から調査し審査することを望むのは困難である。

綱紀委員会、懲戒委員会の判断の公正を保つためにこれら審査の場に弁護士会の理事者が出席して意見を述べることは許されないとの判例がある（乙97。東京高裁昭和42年8月7日）。本件は、このケース以上に直接的な影響を事案の審査に及ぼすというべきである。

本件請求事案と会立件事案とは事案の全容とその具体例を示すという関係にある。なぜならば、鈴木が申立人法人から持ち出した資料は申立人法人と新宿事務所との間の月間受継明細、すなわち、請求、受注、納品の一覧表であって、これらの権限超受継手続がどのような方法で両法人間でなされているのかがフォローされていないところ、永吉事案はその受継明細の一事例を示す関係にある。そこで請求事案と

会立件事案とを並べて観察した場合、原弁護士会は鈴木請求事案の全容を永吉事案によって具体的に裏付けて懲戒処分の確実を期したいとの意向を有するものであることが十分にみてとれる構造になっている。

これでは、申立人らが権限超事案の受継の切羽詰まった必要性を述べたり司法書士法人に対しそのかかったコストを清算することの合理性をいくら述べても、合理的、客観的に評価してもらうことは困難だったはずである。申立人らがその主張を聞き入れてもらえる場などはすでになかったのである。

正に懲戒機関の独立性の重要性を本件は逆に例証している。

2 懲戒機関の独立性の侵害

申立人らが鈴木懲戒請求が産業スパイによる申立人ら潰し目的であると信頼度の極めて高い資料を付けて立証しても、原弁護士会懲戒委員会は結局これに対する何らの応答もしなかったものであり、この姿勢は相手方懲戒委員会もほぼ同じであった。

いかに本件懲戒請求の調査、審理が歪曲されたものであったかが明白である。

法58条2項及び法が定める懲戒制度は、綱紀委員会及び懲戒委員会が独立した判断を行えるため制度として機能するよう定められている。

その他の機関が懲戒委員会などに容易に会立件などによって関与できたのではその懲戒機関の独立性を定めた制度理由が滅却される。

本件は法が定めた懲戒機関の独立性に関する規制(法58条2項、法70条の7)を違法に解釈適用したものであり、重要な事項を含むもので破棄を免れ難い。²

以上

² 別紙については、本件で2個の調査、審査が行われたことなどから事実関係の理解便宜のため添付した。

別紙 原弁護士会による会立件に至る経緯

- (1) 平成27年4月28日、申立人法人と新宿事務所間において同月1日付業務委託契約締結。
- (2) 平成28年3月1日、アディーレの鈴木がいわゆる「産業スパイ」として申立人法人に就職。
- (3) 平成28年3月10日、永吉が新宿事務所に対し過払金返還請求依頼。
- (4) 平成28年6月29日、新宿事務所が永吉に司法書士の権限超を連絡。申立人法人所属弁護士が永吉から依頼を受ける。
- (5) 平成28年7月27日、申立人らが永吉代理人として過払金返還請求訴訟提起。
- (6) 平成28年8月5日、鈴木が申立人法人退職。
- (7) 平成28年9月16日、永吉代理人秋山努弁護士（以下「秋山弁護士」という。）が申立人法人との訴訟委任契約解除。
- (8) 平成28年9月27日、鈴木が申立人法人他申立人酒井らを含む15名弁護士に対し原弁護士会へ懲戒請求。
- (9) 平成28年9月27日、鈴木が申立人法人に所属する坂口洋文及び梅川久仁両弁護士に対し神奈川県弁護士会へ懲戒請求。
- (10) 平成28年10月20日、申立人らが（8）の懲戒請求に対する答弁書提出。
- (11) 平成28年11月4日、永吉が原弁護士会に申立人らに関する陳述書を提出（甲89）。
- (12) 平成28年12月8日、非弁対策本部大菅俊志弁護士が永吉、秋山弁護士の事情聴取（甲90）。
- (13) 平成28年12月12日、申立人酒井、浅野が原弁護士会の某関連委員会委員長（以下「某弁護士」という。）より本件が非弁取締委員会に対する会立件照会を受けて関連三委員会委員長の協議により、会立件を行う事案と判断

されたと知らされた（甲 9 1）。

（1 4）平成 2 9 年 2 月 8 日、非弁対策本部委員が申立人酒井、浅野の事情聴取（甲 9 2）。

（1 5）平成 2 9 年 2 月 1 0 日、鈴木が原弁護士会綱紀委員会に意見書提出。

（1 6）平成 2 9 年 2 月 1 6 日、原弁護士会が申立人酒井、浅野に対し、永吉案件について多重債務者に対する勧誘広告をした者から事件紹介を受けた疑いがあるとして資料提出要請を行った（甲 9 3）。

（1 7）平成 2 9 年 2 月 2 2 日、申立人らが原弁護士会綱紀委員会に鈴木案件の弁明書提出。

（1 8）平成 2 9 年 7 月 1 4 日、非弁対策本部及び市民窓口委員会が非弁会規 6 条の調査協力要請として、申立人酒井、浅野の事情聴取（甲 9 8）。

（1 9）平成 2 9 年 7 月 2 6 日、原弁護士会綱紀委員会が、申立人酒井、浅野より事情聴取。

（2 0）平成 2 9 年 8 月 4 日、非弁取締委員会が新宿事務所に対し、非弁行為に関する事情聴取協力依頼を行った（甲 9 9）。

（2 1）平成 2 9 年 9 月 6 日、非弁取締委員会が新宿事務所に対し有償周旋を理由とする事情聴取を行った（甲 1 0 0）。

（2 2）平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日、原弁護士会が原弁護士会綱紀委員会に対し申立人らの紹介の対価支払の非行事実についての調査命令を行った（甲 1 0 1、調査命令書）。

（2 3）平成 3 0 年 1 0 月 1 9 日、神奈川県弁護士会が（坂口洋文、梅川久仁両弁護士を懲戒せず）との議決。